

資料番号	4
------	---

令和6年4月19日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和6年1月12日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年1月12日（金） 13：00開会

14：04閉会

1 出席者

教育長 平川 理恵

委員 細川 喜一郎

志々田 まなみ

近藤 いずみ

菅田 雅夫

2 欠席者

中村 一朗

3 出席職員

教育次長 池田 克輝

管理部長 江原 透

学びの変革推進部長（兼）教育センター所長 阿部 由貴子

乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与 重森 栄理

理事 榊原 恒雄

総務課長 杉本 真一

秘書広報室長 糸崎 誠二

豊かな心と身体育成課長 黒田 康弘

生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長 桑原 智津子

スポーツ推進課長 田口 新也

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第1号議案 第3期広島県スポーツ推進計画（素案）に対する意見について	1
日程第3	報告・協議1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について	5
日程第4	報告・協議2 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について	7
日程第5	第2号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について	10

- 平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。
- 細川委員： 第2号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。
- 平川教育長： ほかに御意見はありませんか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第2号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

- 平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 第3期広島県スポーツ推進計画（素案）に対する意見について

- 平川教育長： それでは、第1号議案、第3期広島県スポーツ推進計画（素案）に対する意見について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。
- 杉本総務課長： それでは、第1号議案によりまして、第3期広島県スポーツ推進計画の素案に対する意見について御説明をいたします。
なお、本日は、教育委員会の関係課に加えまして、本計画を所管をしております地域政策局のスポーツ推進課の課長にも同席をいただいております。よろしく申し上げます。
広島県スポーツ推進計画につきましては、現行計画が令和5年度末で計画期間終了となりますことから、現行計画の振り返り、現在のスポーツを取り巻く環境や本県の実情を踏まえ、地域政策局スポーツ推進課におきまして、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とした第3期広島県スポーツ推進計画の策定を進めているものでございます。
スポーツ基本法第10条第2項の規定におきまして、地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定める際には、教育委員会の意見を聞かなければならないと定められておりまして、このたび取りまとめられた次期計画の素案について、知事から教育委員会の意見を求められたものでございます。
それでは、計画素案について御説明をいたします。
第3期広島県スポーツ推進計画（素案）の10ページをお開きいただければと思います。第3期広島県スポーツ推進計画につきましては、基本理念を「スポーツを核とした一人一人が健康で豊かな地域づくり～スポーツの力で社会を変える。未来へつなぐ。～」としており、目指す姿として、「県民の誰もがスポーツを楽しむことで健康と豊かさを実感し、スポーツの力によって本県及び地域社会への愛着や誇りが醸成され、スポーツを通じて夢や希望に挑戦できる社会の実現」を掲げております。
次の11ページを御覧いただければと思います。本県の総合計画、安心誇り挑戦ひろしまビジョンに合わせて、目指す姿のイメージを三つ示しております。
次の12ページでございます。先ほど説明をいたしました目指す姿の実現に向けて、三つの政策目標を掲げており、政策目標を達成するために、次の13ページでございます。こちらの政策体系を整理をいたしまして、具体的な施策を進めることとしております。これらの施策体系の中で、教育委員会に関係する取組について御説明をいたします。
15ページを御覧いただければと思います。まず、政策目標1、ライフステージに応じた運動・スポーツ習慣の定着と健康の推進、こちらの（1）幼児期における運動遊びの

充実でございます。幼児期につきましては、「遊びは学び」という本県の乳幼児期の教育・保育の基本理念の下、幼児期の子供たちが体を動かすことの楽しさを実感できるよう、乳幼児教育支援センターとスポーツ推進課が連携をしながら、運動遊びの充実に向けた保育者の育成に取り組むこととしております。

その下、(2) 学校体育活動の充実でございます。学校教育では、児童生徒が生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、体力の向上を図ることのできる実践力の育成を目指し、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質、能力を身につけることができるようにすることが大切であると考えております。

この後、16ページに向けてございますけれども、このため、体育科や保健体育科の授業における教員の指導力向上を図るとともに、学校が取り組む好事例を全県で共有し、効果的な取組を一層進めていくこととしております。

次に、20ページでございます。(3) 部活動の地域連携・地域移行でございます。中学校等の運動部活動を取り巻く状況は、少子化の進行などにより近年大きく変化をしております。これまでの運営体制では維持が困難となってきたため、子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することが必要となっておりまして、

このため、地域のスポーツ団体等と学校が連携をし、行政やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体等の協力を得ながら、地域におけるスポーツ環境を整備し、充実を図ることとしております。

具体的には、海田町における陸上競技の取組など、地域のクラブチームと連携をした実証事業等の実施や、県内のトップスポーツチームや競技団体との連携を深め、指導者の養成を行うなど、地域のスポーツ資源を活用した指導の充実を図ることとしております。

第3期広島県スポーツ推進計画の素案における教育委員会の取組については、以上となります。

なお、この計画素案につきましては、昨年の12月11日に地域政策局が所管をするスポーツ推進審議会で審議をされております。

今後のスケジュールといたしましては、1月23日までパブリックコメントを実施をいたしまして、1月17日に県議会中山間地域・スポーツ・文化振興対策特別委員会の集中審議を受け、3月中に計画を策定される予定となっております。

最後に、第3期広島県スポーツ推進計画の素案に対する教育委員会の意見についてでございますが、第3期スポーツ推進計画の素案に、教育委員会が実施する取組に加えて、子供たちがスポーツで夢や希望に挑戦できる環境の創出などが掲げられており、「広島県教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針に掲げる「児童生徒が、生涯にわたって心身の健康を保持し豊かなスポーツライフを実現するための資質能力の育成」と同じ方向であると認められたことから、同意する旨、回答をさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 広島県スポーツ推進審議会の中で、特に教育委員会として近いようなものが学校の部活動の地域移行とか地域連携ということに対して、どのような課題意識とか問題点みたいなものが議論されたのか、問題意識ですね、その部分を教えていただけますでしょうか。

田口スポーツ推進課長： 審議会におきましては、様々な課題がある中で、その地域の中で地域連携、地域移行という形で進んでいないというところの課題感が共有されております。それに対しましては、国で地域の実情に応じて、全て一様に型をつくって進めるというわけにはなかなかいかないという中で、地域の実情に応じて進めていくということも示されておりますので、一つ一つの地域ごとに丁寧に進めさせてほしいといった考え方を示してございます。

志々田委員： ありがとうございます。

まさしく今おっしゃっていただいたように、一様に同じ方向で進めていくというのは難しいということですね。

一方で、学校の部活動ですね、今度学校の教員と、それから地域の様々な団体との関係性をいかに円滑に結んでいくのかというところがとても課題だったと思っておりますが、そのことについて、あまりこの計画の中で書かれていないので、もちろん書いてしまうと、計画なので、実行していかなくてはいけないので、検討中ではあると思っておりますが、

学校と地域の様々なスポーツ団体の関係について、どのような取組をしたり、実際に今やっているようなことがあれば教えてください。

黒田豊かな心と身体育成課長： 実証事業というのを本年度も6市町でやっておりますし、それから、本県の事業を使わずに単独の市町の取組として、広島市、それから廿日市市、東広島市などやっていたところですよ。

その中で、例えば安芸高田市でやっておられますけども、地域のスポーツクラブを運営しているところが中学校の部活動と一緒にタッグを組んで、この実証事業を行っているといった例もございます。

先ほどもありましたけども、地域の実情に応じて実施することを大事にしておりますので、できるところからという考え方で今進めてもらっている状況でございます。

志々田委員： ありがとうございます。

地域の方たちは、地域の活動の中に青少年たちのスポーツの参加があるというのはとても喜ばしいことだと思うので、多分一緒にやりたいと思っていただけるのかなと思います。

一方で、学校側は部活動ということを経営活動としてやってきたということもあって、固有の機能と、それから固有の教育成果みたいなものを感じておられると思います。なので、全部が全部、多分地域スポーツに移行すればいいという話でもないと思いますが、そうした学校側の足並みをそろえていくという意味では、教育委員会がリーダーシップを取って、きちんと地域団体と話し合っていくてはならないので、県の教育委員会の中と、それからスポーツ振興局の一般行政の部局の皆さんとの連携も必要ですし、学校の先生方と地域の団体との皆さんとの連携が必要だと思うので、その辺りの橋渡し役として協議の場を設定していくのは、教育委員会が果たすことができる役割は大きいのではないかなと思いますので、是非ともほかの部局の施策の計画ではありますが、教育委員会として積極的に乗り出していただきたいと思いますと思っています。

黒田豊かな心と身体育成課長： おっしゃられるとおりで、それぞれの地域でやっていただくことが多いですから、市町の教育委員会と県教育委員会、それから市町の教育委員会とスポーツ部局が分かれているところは分かれているところで、それぞれの連携が必要になってくると思っておりますので、おっしゃられるとおりの連携をしっかりとやっていきたいと思っております。

菅田委員： その地域なんですけど、8ページですか、トップチームとの、トップスひろしま、Team WISHなんですけども、これを見ると、ほとんどが広島県西部というか、なんですけども、例えば東部でもJFEさんの野球部とかは都市対抗に出ていますし、駅伝にも出てますし、それがトップスには東部からゼロで、Team WISHでやっとなとシテイさんとバツさんがあるのみなんですけども、ほかにも社会人野球ですとツネイシさんとかローズファイターズもありますし、それで、ローズファイターズも引退したら地域のスポーツの指導者になれるようなカリキュラムを組みながら練習をしているので、そういった団体もいるということを知っていただきたいと思いますので、もうちょっと全県にPRして、東部、北部とかのチームを入れるように案内をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

田口スポーツ推進課長： 貴重な御意見ありがとうございます。

私どももTeam WISHの認知度に課題意識を持ってございます。

あと、福山、県全域の実業団チームも含めまして、活躍、頑張っておられるところとしっかり連携して、県全体でこの計画を推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

黒田豊かな心と身体育成課長： トップス自体は西部に偏りがあるんですけども、指導者研修も今年やっております、世羅で、1回やらせていただきました。参加された方は非常にいい感触というか、こんなことをやってみたらいいんだなとイメージを持っていただきましたので、また来年度も予算が通れば、こういった指導者の研修事業も通して広めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

近藤委員： 地域の部活動に移行という話なんですけれども、何か受け皿になるようなスポーツ団体があるものと、種目によってはないものというのがあると思います。そのないところで、新たに受け皿になってくれそうな団体は見つかっている状況なのか、その辺りのところ、少しお聞かせいただけたらと思います。

田口スポーツ推進課長： 少し受け皿になりそうなものがある、もしくは受け皿になっているところがあるところとそうでないところがございます。そうでないところにつきましては、合同部活動とか、まだ地域連携という形で部活動を継続するというようなところ、あと、少し先ほど

説明にもございましたけど、海田はそういう受け皿をつくられていると認識しておりますので、そこも地域によって様々ではあるんですけど、なかなかおっしゃるように、受け皿がないところをこれからどうしていくかというところは、我々としても考えていかなければならないと認識してございます。

近藤委員： 海田の事例、もう少し詳しく教えていただくことができますか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 海田中学校と海田西中学校、こちらで、対象はそうなんですけど、陸上競技を土日の休みの日に行くということで始めております。受入れの団体ですけども、一般社団法人海田町文化スポーツ協会というところが、あそこは織田幹雄さんが生まれたとこなんですけども、織田幹雄スポーツクラブというのを立ち上げられて、そこで指導者を集められて中学生を指導しているといったような新たな取組を始められているという状況でございます。

近藤委員： つまり陸上競技についてということになるんですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： はい、陸上競技で今始めるということでされています。また、この種目とか、あるいは文化活動もここで広げられたらいいなという構想はお持ちですけども、今始めているのは陸上です。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

14ページにございますように、誰もがスポーツを楽しむことができる社会の実現があって、スポーツを通じた地域経済の活性化につながっていくと思いますけども、私の経験からいうと、私は高校駅伝だったんですけど、私、1年のときに世羅高校の3年生でキャプテンが、彼は中学校時代はバレーボール部だったんですよ。それが世羅高校へ行って駅伝して全国優勝をされたと思いますけども、そういう自分が何のスポーツに向いているかというのがなかなか、ちょうどそれに出会えばいいんですけども、好きこそ上手なれはあるんですけど、現在の中山間の状況を見るとスポーツの種類がそろっていないので、ここでいう誰もがスポーツを楽しむことができる社会の実現というのが非常に難しい状況、環境もございまして、その辺のところを今回のこの計画によって、どの程度進められようとしているのかというようなこととか、今までも外部指導員等の適任者がいないとか、不在だとかというようなこともありましたけども、この辺のところが、この計画が進むに当たって、令和10年のときにどのぐらい改善されているのか、学校の部活動の地域移行というものも踏まえまして、どういう状況になっているのかというのがお分かりでしたら教えていただければと思いますけども。

田口スポーツ推進課長： 今、おっしゃっていただいた内容については、やはりこの計画の本質的なところをおっしゃっていただいたものだと思います。

まず最初に、今回の計画のポイント、特にジュニア、子供たちの夢や希望への挑戦を後押しするという考え方を一つ軸に置いています。幼い頃から専門競技に特化してやるかどうか、もしくは今おっしゃったように、本当のトップ選手って、割とマルチスポーツを経験されていたりということもある。そこは人によって、競技団体によって考え方は様々ですけど、一つ、今回の計画期間中に事業として検討したいのは、例えばモーションキャプチャーにより、子供たちが中学校で部活を選ぶ前に、モーションキャプチャーのようなシステムがありまして、カメラの前で決められた簡単な動作をするだけで、その子の骨格とか適性を見極めて、こういうスポーツが向いていますよと、そういうものを少し実証的にやってみたいなと検討しているところでございます。

あと、もう一つ、生涯スポーツ、これもおっしゃるとおりで、今回の計画の二つ目の軸として私たちも考えているんですけども、まずその施設も必要ですし、本当に運動しようという意識も必要ですし、そういった中で、例えば行動科学の専門家の意見も取り入れながら、より多くの方がスポーツに親しんでいくような、これも環境づくりを少し模索をしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後、外部指導員等につきましては、計画の中でははっきりとは書いておりませんが、おっしゃったように中学校の運動部活の地域連携、地域移行に関わる部分でございますので、全体の裾野が広がる中で、スポーツ推進委員とか、そういった関係の団体様方と連携、相談をさせていただきながら、もちろん教育委員会さんともしっかりと連携をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

志々田委員： この計画を読ませていただいて、とても面白いなと思ったのは、ひろしまスポーツアカデミーのような、学校を超えて、地域を超えて、全県で子供たちの若い選手たちを育てていこうとか、それから、いろんなスポーツを、先ほどおっしゃっていただいたような科学的な知見を使いながら、子供たちのトレーニングを考えていくといったような土

壤ですよね、そういうスポーツ部の土壌をつくっていかうというのはすごく面白いなと思って読ませていただいたんですが、このひろしまスポーツアカデミーって、ここに書かれているものしか書かれてないので、もう少し詳しく教えてもらいたいなと思います。どのような取組をされているのでしょうか。

田口スポーツ推進課長： ある程度、県下で競技環境が整っていて、一定規模の競技人口がいる競技。中学校とか高校では簡単には部活動として行えないけれども、一定の競技人口がいるような競技に対して、それをやってる子は応援しようという趣旨でございますので、今、4競技やっていますけども、来年はレスリングを追加しようと思います。レスリングは、三次高校に優秀な指導者の方がいらっしゃるって、他にもいらっしゃいますけども。特徴的なのは、競技を指導するだけ、テクニックを、技術を指導するだけではなくて、栄養学ですとかメンタルの部分もしっかりと共通プログラムとして皆さんに勉強してもらおうと、そういう課程を、教育委員会さんにも相談しながら、そういうことをやらせていただいていると。それを高校につなげていくというような取組をさせていただいています。

志々田委員： とても面白い取組だと思いますし、子供たちがスポーツしようとする、学校の中の狭い機会しか選択肢がないと思込んでしまうところが、もっと広がったり、もっといろんなスポーツを支えてくれる専門家の先生たちとつながりながらスポーツを楽しんでいくということが当たり前になっていくといいなと思って、マイナースポーツで今、試されておられるということですけど、どんどん広がればいいなと思いました。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、広島県教育委員会における障害者の雇用状況について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、報告・協議 1、広島県教育委員会における障害者の雇用状況について御説明を申し上げます。

1 ページでございます。令和 5 年 12 月 22 日金曜日に、厚生労働省が令和 5 年における国や地方公共団体などの障害者雇用状況の集計結果につきまして、公表したタイミングに合わせて県教育委員会の状況を取りまとめたものでございます。

こちらの 1 ページの表のようにございますけれども、障害者の雇用状況につきましては、令和 5 年 6 月 1 日現在の実雇用率については、太い枠囲みのところでございますけれども、2.68%と、問題が発覚をしました30年度の一番上、1.37%から1.31ポイントの上昇、昨年度の2.69%からは0.01ポイント低下とはなっております。また、全国平均の2.34%を0.34ポイント上回っておりまして、都道府県等の教育委員会の法定雇用率2.5%を0.18ポイント上回っている状況でございます。

次に、2 ページでございますけれども、これまでの取組状況についてでございます。

(1) 教職員としての採用といたしましては、教員採用試験につきましては令和元年度から、行政職員採用試験については令和 2 年度から、それまでの身体障害者に加えまして精神障害者、知的障害者を対象とした試験を実施し、採用を行っているところでございます。

また、非常勤職員としての採用といたしましては、(2) のところでございますけれども、本庁の教育委員会事務局については平成30年度から、西部教育事務所など地方機関

や図書館などの教育機関につきましては令和元年度から、ワークサポート職員として、印刷やデータ入力、発送などの業務に取り組んでいただいているところがございます。

それから、(3)でございますけれども、令和元年度から全ての県立学校におきまして、学校事務アシスタントとして、教職員の教務補助や校内環境整備などの業務に取り組んでいただいております、学校現場における働き方改革の一助に貢献いただいているところがございます。

また、今年度は、対応事例の収集・共有や、定着に係る取組検討とするため、民間企業との連携、こちら意見交換を実施をいたしました。昨年、細川委員からも、そういったことをされてはどうかという御意見をいただきまして、今年度、実際に企業等の意見をお聞きをしたところがございます。

意見交換では、取組の進んでいる企業から、セルフケアシートといたしまして、本人がどういったものが得意であるとか、どういったことに気をつけてほしいとか、そういったところを活用されてる企業の紹介などいただいております、今後、教育委員会における業務においても参考にしたいと考えております。

来年度からは、教育委員会の法定雇用率が2.7%と、今の2.5から更に引き上げられるということとなっております。必要な予算確保を今、要求中ではございますけれども、必要な予算確保を行いまして、業務改善等のために活用を検討している事業所などへの配置拡充を行うことで、法定雇用率の達成をして参りたいと考えております。

引き続き、障害のある方の就業を進め、その定着を図るとともに、働きやすい就業環境の整備に努めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

この障害をお持ちの方の雇用状況ということに関しては、新たに雇入れをされる部分もありましようが、今現在、教職員として県教育委員会でお働きいただいている方で、障害をお持ちだけでも、それを把握できてないと申しますか、実際は障害をお持ちでも、障害を持っているとカウントできていない方々というは、いらっしゃるとしたらどの程度なんでしょうか。

杉本総務課長： 調査をする際に、強制で出さしてくださいと言えないものですから、はっきりそこがあるかないというのは把握はできておりませんが、これまでの状況からすると、多くの方が手帳の状況等は申請をいただいております、ほぼ把握できてる数とは近いとは思っております。

細川委員： その辺のところの御配慮もいただきながら、障害者雇用率ということを求められるとすれば、率の改善にはつながるかなと思っておりますけれども、御配慮いただきながら取り組んでいただければということをお思います。

それから、実は昨年、教育長に御案内いただきまして、ひろぎんホールディングスで開催されたO r i H i m eのカフェで重度障害をお持ちの方の就労されているところを見ることができましたが、私もあそこへ行くまでは、寝たきりの方とか重度の方というのはなかなか就労しにくいだろうなと思っていたんですが、やり方によっては十分可能であるのではないかなということをお思いました。その辺のところ、この障害者の雇用率として、何か県教育委員会ですういう重度の方の御採用みたいなものもお考えかどうかお聞かせいただけると。

杉本総務課長： 学校現場等で行う業務ということで、なかなか難しいところはあるとは思いますが、現に寝たきりということではないんですけども、重度障害者の方も雇用してる事例はございます。ただ、業務の中身とか何ができるかというのは、御本人の意向ですとかいろいろ確認しながら進めていかないといけないと思っております、今、細川委員からいただいた御意見も踏まえながら、今後できることがあるかどうか含めて、検討させていただきたいと思っております。

志々田委員： ワークサポートステーションなどで、地方機関ですね、教育事務所とか、それから図書館とかで働いてくださってる方たちがいるということで、学校で働いてくださっている方たちは時々お話を聞くのでイメージができるんですが、このワークサポートステーションでのお仕事というのはどんなものか教えてください。

杉本総務課長： 簡単なものでいえば、大量のコピーがありましたりとか、シュレッダーかけるものですか、あるいは印刷もそうなんですけど、簡単な計算みたいなものとか、多岐にわたって単純作業を含めて、少し難しいことでも慣れればできるところもありますので、そ

こは職員が得意なものが何かとか、そういうところも見ながら、担当とよく話をして、例えば、本庁のワークサポートステーションですと、そういった方々、複数雇用しておりますので、それを取りまとめる方、指導していただく方も来ていただいてまして、そこをしっかり連携を取って、御本人の意向を聞きながら対応をしているというところでございます。

志々田委員： とても大切なことを教えていただいたと思います。チームでやっぱり働いていく、私たちが初めての仕事とか慣れないものについては、仲間同士で相談し合いながら進めていくと、だんだんうまくできるようになってくるし、持続可能性も高くなっていくと思うので、学校で働いてくださってる方たち、どうしても孤独に働かなくてはならない状況もあるので、チームでやっておられるような仕組みを、いろいろと試すことが教育委員会の所管の施設でもできるといいと思いました。

杉本総務課長： 複数配置をしている本庁ですとか、そういったところは、今おっしゃったような形、今御説明したような形でやっているんですけども、学校においても、1人というところはありますけれども、しっかり連携取れる者というのを各学校で決めていただいて、特に注意をしていただきながら、一方で、我々のほうも学校訪問して、御本人から何かやりにくいことがないとか、そういうところを聞き取りながら管理職と共有をして対応していくということで、引き続き丁寧に対応したいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について、黒田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いいたします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 失礼します。令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。初めに、「1 調査結果の公表」について御説明いたします。

スポーツ庁が全国の国公私立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の全児童生徒を対象に実施した令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が12月22日に公表されたことに合わせて、本県児童生徒の令和5年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を取りまとめました。

「3 調査の内容は」資料にお示ししているとおりです。

「4 調査結果」を御覧ください。(1) 本県と全国の体力合計点の比較をいたしますと、広島県における体力合計点は小学校、中学校の男女とも全国を上回っております。特に小学校の男子は、令和4年度調査を上回っております。

なお、全国における体力合計点は、小学校、中学校の男子で令和4年度調査を上回っております。

(2) テスト項目別の状況について、4ページになるんですが、お開きください。こちらに別表を示しております。小学校は、男女の握力、長座体前屈及び男子の20メートルシャトルラン以外の項目で全国を上回っております。

中学校は、女子の握力、長座体前屈、男女の20メートルシャトルランと持久走及び立ち幅跳び以外の項目で全国を上回っております。

1ページにお戻りください。(3) 主な要因を御覧ください。質問紙調査において、体育・保健体育の授業が楽しい、体を動かす遊びを含む運動やスポーツをすることが好きと回答する児童生徒の割合が全国よりも高い水準にあり、加えて自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと回答する児童生徒の割合が令和4年度調査を上回っていることから、体を動かす遊びを含む意欲的に運動やスポーツに取り組もうとする児童生徒の意識の向上につながっていると考えられます。

続いて、2ページを御覧ください。「5 全国と広島県の体力合計点平均値の年次推移」について御説明いたします。

このグラフは、調査を開始した平成20年度から本年度までの体力合計点の平均値の推移を示しております。

なお、平成23年度につきましては、東日本大震災のため調査を実施しておらず、令和

2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査を実施しておりません。

本県の児童生徒の体力は、体力合計点平均値の年次推移を見ると、平成30年度まで上昇傾向にありましたが、本年度の調査では、小学校の男子以外は令和4年度の調査結果を下回る結果となりました。しかし、小学校、中学校の男女とも体力合計点は全国平均値を上回る結果となりました。

参考といたしまして、「6 広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査」により抜粋をいたしました(1)高等学校第2学年の体力合計点年次推移を御覧ください。本県の独自調査として開始した平成23年度から本年度までの体力合計点の平均値の推移を示しております。男子においては、令和4年度の調査結果を上回る結果となっております。これは、小学校5学年男子と同じ傾向にあると言えます。続いて、女子においては、令和4年度の調査結果を下回る結果となっておりますが、調査を開始した平成23年度と比較をすると、依然として高い水準を保っております。

課題といたしまして、体力の低下傾向が続いていることは御承知のとおりです。質問紙調査において、平日1日の学習以外にテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている時間が3時間以上の児童生徒が全国に比べて多いことに加え、学校の体育の授業以外で1週間に運動やスポーツを実施している時間が減少傾向にあることが主な要因として考えられます。

先ほど、意欲的に体を動かす遊びを含む運動やスポーツに取り組もうとする児童生徒の意識の向上についてお伝えしましたが、自主的に運動やスポーツをする時間を増加させるため、運動やスポーツをすることは好き、やや好きと答える児童生徒を更に増やす取組が必要と考えます。

そこで、体育に関する指定研修や体育指導推進リーダー等研修の内容や方法を改善するなどして、児童生徒が自主的に運動やスポーツをしたくなるような体育、保健体育の授業となるよう、授業改善に向けた取組を一層推進していこうと考えております。

次に、3ページ、(2)を御覧ください。(2)では、児童生徒アンケートにおいて、体を動かす遊びを含む運動やスポーツをすることは好きですかの質問に対し、好き、やや好きと答えた児童生徒の割合を示しております。

体を動かす遊びを含む運動やスポーツをすることは好きですかの問いに対し、本年度の調査では、好き、やや好きと回答した児童生徒の割合は、令和4年度調査に比べ、小学校第5学年において増加傾向が見られましたが、中学校第2学年、高等学校第2学年において増加傾向は見られませんでした。しかしながら、この数値は全国調査の割合よりも高い、もしくは同等である上に、特に好きと回答した児童生徒に着目すると、全国調査の割合よりも高く、全国的に見ても高い水準であると言えます。

今後も運動やスポーツに親しむための授業改善に向けた本県取組のさらなる推進を図るため、指定研修や体育指導員推進リーダー等研修などにおいては実技を取り入れ、授業改善の具体を示して参ります。また、体育に関する指導推進校等における授業改善の好事例を学校体育スポーツ研修やホームページなどで紹介し、全県へ波及して参ります。

なお、本県独自調査である令和5年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果につきましては、年度内にホームページに掲載し、公表することとしております。その際、体育に関する指導推進校で行われた体育に関する指導改善の取組の好事例を併せて紹介し、児童生徒の運動、スポーツに対する関心や意欲を高める取組のさらなる充実を図って参ります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： スポーツが好きって言ってくれる子が少しずつ増えていくのはうれしいことだなと思ってお聞きしてたんですが、一番最後の3ページのグラフを見て、女子は振るわないというのは前からずっとそうだと思いますけど、こうやってグラフを見ると、小6、中1の女子に何が起こるとこの中2の状態になるのか、この小6と中1の女子の中で何が変わるから、これだけスポーツに対する意識って落ちるのかなと思いますけど、何が要因として考えられるのでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 体の変化が大きい時期でございます。それに加えて、学校種が替わるときに、私たちが思うには、特に部活動の加入が男子に比べて女子が低いというのが、運動部ですね、部活動の運動部に加入する率が低いというのが、そういったことが影響しているのかなとは推測はできますが、科学的に証明するものではありません。

志々田委員： 私もそうかなと思ったんですけど、一方で、文化部だからといって体を使うのが嫌いにはならないような気もするんですよね。だから、意識を取るときに、何か運動ができる子、運動が得意な子が運動好きって言うていいことに、何かここで意識が変わるのかなって。体を動かしていたり、そういうことが好きだったり、吹奏楽だとか、ほかの演劇だとか、もっと体を使う文化活動もあると思うので、何かそういう部活動の先生方にも声をかけて、得意ではないけど好きだよねという気持ちになってもらえるように、十二、三歳の女子たちに何かメッセージを送りたいと思う結果でした。

よく分かりました。ありがとうございます。

黒田豊かな心と身体育成課長： 去年もお話しさせてもらったかもしれないんですけど、やはりダンスというのが実は一つのキーワードかなと思っておりまして、ダンスをする女の子、非常に多いんですね。ここを何とかきっかけにやりたいと思って、今、授業に取り入れてやってはおります。もう少し時間がかかるんじゃないかなと思ってます。

細川委員： 今、志々田委員が非常に興味深いことをおっしゃったんですけど、私も体育会なので、運動やスポーツはみんな好きだろうという、まず先入観というか大前提があるんですが、実は私の連れ添いが文化会系なんです。私、ゴルフが好きで、共通の趣味を持ちたいなと思ってゴルフ行こうと言ったら、日に焼けるぐらいなら行かないと言うんですよ。やっぱりそういう、小さいときからそうやって大きくなった子供もいて、絶対スポーツや運動が好きなのはだというものが、まず違うという認識を持つべきなんだろうなというのがあります。

確かにおっしゃったように、吹奏楽にしたって演劇部にしたって、学校の階段は上りますしね、登下校で徒歩で来るじゃないですか。ということは、何かしら運動は知らず知らずやっているけども、そのクラブ活動みたいな積極的な運動はしないということなんだろうなというような気もします。それをもって、ここで数字がよくなりました、悪くなりましたというの、前回、志々田委員が、あまり意味のないことだというようなことをおっしゃったと思いますけど、数字がいいのはいいんですけど、そういういろんな子供さん、個人個人それぞれに、自分自身が個別最適に学習し、生活するということの前提であるかなというような気がするんで、これをもってどのように考えるべきなんかなというの、私も非常にどう考えたらいいんだろうかなとは思いました。

黒田豊かな心と身体育成課長： おっしゃられるとおりで、思い込みというのはすごく、私も保健体育の教員なので、そう思ってしまいがちなんですけども、いつも逆になるように逆になるように考えております。なので、運動する機会をいかに増やすかということを考えていまして、そこで嫌いにならないという発想があります。

好きな子は自発的に運動できるので、嫌いな子をつくらないという体育の授業にしたいですし、それから、学校で行われる体を動かすものにつなげていきたいと考えています。

細川委員： 分かりました。それをまたいろいろとお取り入れいただいているんだと思いますが、環境があって、そこで育つ児童生徒がやる気を持っていただくというところで、運動が生活上、必要な部分でありますから、最低限の体力はつけておきましょうという意味もありましようから、そのところをしっかりと御指導いただければと思います。

県内も非常にいい取組をしているところはたくさんあって、成果も出ておったりすることがありますので、是非今まで同様、これを全県で展開していただければと思います。

黒田豊かな心と身体育成課長： 先ほど、トレーニングと言いましたが、今、3年前から取り組んでいるのがアクティブチャイルドプログラムという、ゲーム性を高めた、そういった運動遊びを取り入れてやっております。そのせいで体力が落ちてるとは言いたくはないんですけども、そういった取組を通して運動の機会を増やしてもらいたいという願いでやっております。

今、3年目で、各市町に講習会を3年かけて回りました。1周目が終わったところですが、さらに学校の先生方の意見を聞きながら、その研修を深めていきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行います。

申し訳ございませんが、傍聴者の方は御退席のほどをお願いいたします。

【非公開案件】

(14:00)

第2号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

(14:04)

広島県教育委員会会議録

令和 6 年 2 月 9 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年2月9日（金） 13：00開会

15：35閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 出席職員

教育次長	池田克輝
管理部長	江原透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森栄理
理事	榊原恒雄
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	松下大海
文化財課長	坂光秀和
学校経営戦略推進課長	沖本勝豊
教育支援推進課長	宮本昌美
豊かな心と身体育成課長	黒田康弘
豊かな心と身体育成課生徒支援係長	土田俊弘
全国高等学校総合体育大会推進室長	平田篤
特別支援教育課長	津村真一郎

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	報告・協議1	令和6年能登半島地震の被害に伴う支援の状況について	1
日程第3	報告・協議2	令和7年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	6
日程第4	報告・協議3	広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について	8
日程第5	第1号議案	令和5年度メイプル賞（第2回）の受賞者について	10
日程第6	第2号議案	「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について	10
日程第7	報 第1号	令和6年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	10
日程第8	報 第2号	知事の専決処分に対する意見について	10
日程第9	第3号議案	教職員人事について	10

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。
本日の会議議題はお手元のとおりです。
議題のうち公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案及び第2号議案は表彰者の選考に関する案件であり、報第1号及び報第2号は内部検討を行う案件であり、第3号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適切ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の令和5年度メイプル賞の受賞者について、第2号議案の「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、報第1号の令和6年広島県議会の2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、報第2号の知事の専決処分に対する意見について、第3号議案の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、報第1号、報第2号及び第3号議案は公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 令和6年能登半島地震の被害に伴う支援の状況について

平川教育長： それでは、報告・協議1、令和6年能登半島地震の被害に伴う職員派遣状況について、杉本総務課長、説明お願いいたします。

杉本総務課長： それでは、報告・協議1によりまして、令和6年度能登半島地震の被害に伴う職員派遣について、状況等を御報告をいたします。

現在、文部科学省からの依頼に基づきまして、輪島市等の中学生が二次避難を行っております石川県立白山青年の家におきまして、夜間の生活指導等を行う職員として事務局から3名の職員を派遣しているところでございます。

2の(2)派遣スケジュールのところがございますけれども、4泊5日を1タームといたしまして、現時点、3月2日土曜日までの計9タームを1ターム、又は2タームの期間で常時3名の職員を派遣しているところでございます。当初、文部科学省からは、中学生の二次避難施設3か所ございまして、それぞれに各都道府県教育委員会からの職員派遣を依頼をされたという経緯がございますけれども、一つの県から継続して派遣するほうが情報共有や引継ぎもスムーズに行えるといったことから、このうちの1施設につきまして、この白山青年の家でございまして、全て広島県のほうから派遣をさせていただきたいと文部科学省のほうへ申入れをしまして、継続して今、広島県から派遣を行っているところでございます。この9タームの3人なので、27人相当ということになろうかと思えます。

主な業務でございまして、(3)のところがございますとおり、夜間の巡回ですとか食事のサポート、就寝・起床時の補助、それから入浴時の見守り、自主学習等の見守りと、こういった活動を行っているということでございます。現地の避難した生徒の中には実際に被災をしている生徒、あるいは高校受験を控えている3年生、たくさんいますので、そういう中で、現地の教職員につきましても御自身の被災があるといった状況もございまして、授業や生徒の生活支援を行っているということから、心身ともに疲労がかなり蓄積をしていると伺っております。この度の派遣におきましては、二次避難施設で勤務をする石川県の教職員の負担軽減、それから子供たちと向き合う時間の確保、それから子供たちへの寄り添いや集団生活下の環境整備、こうしたことについて、石川

県の教職員と密に連携を取りながら支援を行っているところでございます。県教育委員会といたしましては、平成30年7月豪雨災害の際も全国から心温まるたくさんの御支援をいただいております。こうした感謝の気持ちも込めて、避難されている生徒たちの心に寄り添い、現地のニーズも的確に把握をしながら、全力で支援を行ってまいりたいと考えております。

実際に現地、第一陣で派遣をいたしました、これ、1月26から30日の間ですけれども、平田インターハイ推進室長と豊かな心と身体育成課の土田生徒支援係長に今日、実際、ここに来てもらっておりますので、現地の状況等をここで報告をさせていただければと思います。

平田全国高等学校総合体育大会推進室長：失礼します。全国高等学校総合体育大会推進室長の平田でございます。

業務につきましては、勤務パターンにつきましては、17時からが2名、男女で入るような形になっております。それから、0時15分からが1名という形で、主に夜間の巡回の勤務で、空いた時間につきましては随時、生徒への声かけとか相談に応じる等のサポートを行ってまいりました。

業務に当たった現場の状況といたしましては、二次避難が決まってからほとんど準備期間もなく集団生活がスタートしたような状況がございまして、行った当初は石川県の先生方も日々、試行錯誤という状態だと思っております。そのため、初めは、向こうからの依頼もあったんですが、その内容に加えまして、我々が何かほかに支援できるものはこちらで引き取ろうということで、第一弾ということで、その確認作業を行ってまいりました。みんなが安心安全な生活ができるようにまずは生活の環境を整えること、これが重要となるために、教室の清掃、定期的な換気、手指消毒などを行うよう注意喚起を図りました。実際、この当初、現地に入った際はコロナとかインフルエンザ、それから1名、溶連菌の感染者等もおりまして、感染の拡大が非常に心配されたんですが、少し、現在、落ち着いたと聞いております。

これまでの取組で重視してきたことといたしましては、先生方が生徒とやはり面談できるような時間を確保する、時間的な余裕をつくるということが一つ、それから生徒が健康的に生活を送るためにごみ捨てとか換気等の環境整備を行うこと、それから三つ目が生徒の自主的な活動として室長会を実施し、生徒の生活面の肯定的評価、あるいは連絡事項を伝えるとともに、生徒からの意見を収集する、そういった場とすること、これらを継続していくということを確認をいたしまして、また、何かこちらから提案行いたい場合は必ず向こうの先生方、校長先生とも相談させていただいた上で、互いの共通認識の下、進めていくという形にしておりました。本県がチームとして継続的に支援に当たっていることに対しましては大変助かっているというお言葉をいただいております。

私からは以上です。

土田生徒支援係長：失礼いたします。豊かな心と身体育成課生徒支援係長の土田でございます。私のほうからは、少し子供たちの様子を御説明をさせていただけたらと思っております。

我々が支援に行かせていただいたときは、子供たちも集団生活が始まり、ちょうど1週間を経過した時期でございました。特に印象的だったのは、子供たち自身も二次避難場所である施設でようやく再会できた友人がいたことに対する喜びを初対面の我々にも話をしてくれた、そんなところから子供たちとの出会いが始まって、支援をスタートさせていただきました。これまでと、説明と少し重なるんですけども、やはり子供たち一人一人、被災している状況が違う中でどのように心に寄り添っていくことができるかということを考えながら、安全安心な環境づくり、ここに注力することを広島県の支援の柱にしていきたいということで、派遣した3名と話をしながら活動をさせていただきました。ただ、環境を整えることはあくまでも目標であって、目的はその環境を整えながら子供たちと我々ともコミュニケーションが図れること。一番は石川県の先生方に少しでも心身の休養を図っていただく、そういったことができることを一つ柱にして、取組を進めさせていただきました。

時間の経過とともに子供たちからは、先生、地震のこと見たかとか、家に赤い札が貼られてるんだけどここからどうなるんだろうというような不安を口にしてくれたり、震災当時、逃げる中、必死で、気づいたらはだして逃げていて、足の裏、こんだけけがしたんだよという状況を見せてくれたり、少しずつ子供たちとの距離も縮めながら、そういった寄り添いが、心に寄り添っていくような取組ができていけばいいなと考えました。ただ、一方で、十分な準備期間がない中で集団生活を支援していく先生方の疲労はやはり蓄積されておりましたので、被害を受けておられる先生方のそういった負担を軽

減できるように支援に当たっていききたいと強く感じました。また、子供たちも慣れない環境の中で集団生活、余儀なくされていることで不安とかストレス、当然ながら人間関係のあつれきも生じる、そしてわがままも表面化してくる、そういった子供たちの反応になかなか先生方が子供たちと向き合うための心身のゆとりといいますか、時間のゆとりをつくることのできない中で、そういった時間を何とか生み出したいと感じておりました。

受験を控えている中学校3年生の生徒が多く施設にはおりましたので、震災によって家族が職を失ったり、家が倒壊する中で将来への不安を感じながら、それでも表情に出さず、現実に向き合いながら耐えている生徒もおりましたので、何とか安心安全な環境づくりを前に進めていききたいと考えておりました。

現地の校長先生方や先生方と何度も議論を重ねながら、子供たちにとって、また、先生方にとってどんな支援がいいのかということは日々のミーティングを繰り返しながら支援に当たらせていただきました。

最後になるんですけども、被災地、特に輪島市の真の復興に向けてはこの子供たちに託すしかないと心に留めて、何とかこの子供たちの未来に今、人とのつながりや人のぬくもりを感じてもらふこと、広島県が応援しているというメッセージが届けられるように、それが将来、何かの場面で子供たちの心のエネルギーになってもらえるような、そんな支援を継続していききたいと思ひながら、残り、3月2日、全9タームで広島県のバトンをつないでいきたいと考えております。

私からは以上になります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 現地に避難している子供たちや、また、教員の皆さんの疲労、ストレスというのは多分、こちらの想像する以上なんだろうと思います。そういう中で、広島県教育委員会からの派遣ですよ、ということで、お役に立つということも大変重要なといひましようか、思いながらお聞きをいたしました。

業務の内容が書いてあるんですが、議論しながらということもお聞きはしましたけれども、当初予定していたようなことと実際、向こうで現場を見て、あるいは向こうの教員の人と議論、相談する中で内容が変わったりということがありましたでしょうか。想定して、こういうことをやるというつもりで行ったけれども、求められていることがちょっと違うとかということなどがどのぐらいあったかというのはどうなんでしょうか。

土田生徒支援係長： 失礼いたします。一番印象深いのは24時間、先生方が子供たちの生活を全て抱え込んでおられる状況の中で、広島県で任せていただく時間をつくっていただく、ここを議論を重ねていくといひますか、もう割り切って、ここからは先生方に休んでいただく時間で、ここからは広島県が担当させていただくというこのめり張りが何とか持たせるような支援に当たりたいといひるところ、一番大きく感じたところで、取組の中で最初に話をさせていただいたところになります。

中村委員： つまり、先方の教員の皆さんは自分の学校であり、自分の生徒といひの中で、他県から応援に来てくれた人にどこまで任せていいのかといひ、自分も疲れている中で、そういう葛藤があるといひことでしょうか。

土田生徒支援係長： はい、おっしゃるとおりで、先生方は、どちらかといひと、子供たちの生活の時間帯に当たるところを24時間、一緒に生活するといひことはこれまであまり経験ないことでしたので、何ができるか、どこまでできるかといひことも悩みながら取り組まれているところを、これまで第一弾で派遣された職員は寮生活での支援の経験がある職員であったり、そういったノウハウを先生方にお伝えしながら、めり張りのある支援ができるよといひことでお話をさせていただきました。

平田全国高等学校体育大会推進部長： 当初といひことがございましたけれども、最初の派遣のときには確かに業務は見回りとか、そういうのはあつて、行っていますが、実際、生徒の要望ですとか職員同士の、現地の教職員の方との打合せですとか、そういう中で、需要を聞いてみないと分からないだろうなといひのは当初から想定しておりましたので、そこを第一陣がしっかりコミュニケーション取つて、どういひことを重点的にやるかといひところを工夫していただいたといひことだと思つてます。

中村委員： この生徒さん自身の要望とかに対してどこまで出ているのかといひこともあるのだろうなと思ひながら聞いたんですけど、お互い初めての経験でしょうから、両者がよりよくなるよくなようなノウハウを重ねていひていただければと思ひます。

資料の次のページの写真の右上は、これは職員室的な所でしょうか、それとも実際の

子供たちが生活しているスペースでしょうか。

平田全国高等学校教育大会事務局長：失礼します。こちらは、職員、奥が寝室というか、男性職員の寝場所になっておりまして、三、四人の先生方がこちらでお休みになられるということで、当初、10時以降が我々、巡回の時間ということで、合流して以降は10時になったらこちらで任せてくださいと、これまでいろんな体調不良の生徒の対応とか夜の見回りとかも10時以降もずっと重ねてこられてましたので、そこにつきましてはもう10時以降は完全にこちらが引き受けますのでということで、お休みされる場でもありますし、職員室的なところの場と考えていただければと思います。以上です。

土田生徒支援係長：失礼いたします。2段目にあります生徒たちの部屋、それから清掃活動の様子ということで、やはり子供たちがいろんな面を見せてくれますので、二次避難がスタートして、個室といいますか、子供たちが寝泊まりする場所の環境整備が全くできていない状態で、まずは一緒になって掃除をしようといった初日の様子がこの右側のごみ袋に当たるということで、ペットボトルで水分補給をして、そのまま飲みかけのものが部屋にあったり、それを広島県の職員が先導してというわけじゃないんですけど、子供たちと一緒にやっていくということを大切にしながら取組を進めておりました。

下の千葉県の勝浦中学校からの応援メッセージということで、勝浦中学校の生徒会のメンバーが一人一人、こういったメッセージを寄せたもの、これが、できれば子供たちがいつも室の中で目にする場所に掲示していきましようということで、子供たちと一緒に掲示をさせていただいた資料になります。以上になります。

中村委員：分かりました。ありがとうございます。

菅田委員：今のところ、9タームで計27人の支援なんですけど、これは状況によっては延長というのは検討しているのでしょうか。

杉本総務課長：今、卒業等のめどもあるので、3月2日までということで文科から示されてるものだと思います。その後の状況というのは、文科省からの依頼で行っておりますので、文科とこれからいろいろ調整をしながら、必要があれば引き続きということも含めて検討したいと思います。

菅田委員：それと、3名というのも文科省から人数指定されているのでしょうか。

杉本総務課長：そうですね、各施設、3施設あったんですけども、それぞれに3人で、先ほどの2人が基本的に5時ぐらいからずっと巡回とか生徒の対応するということで、あとは何かあったときのために深夜業務に交代で入るという形になっております。

菅田委員：それと、あと、1名は継続、これ、引継ぎとか、そういうふうなことで1名残るということでしょうか。

杉本総務課長：先ほど1ターム、もしくは2タームと申し上げたんですけども、ちょっと3タームは労基法上の関係で一遍に行けないというのございまして、2ターム分行ける人はできるだけお願いをして、その5日分プラスアルファのところでしたっきり引継ぎをしていくという形でやっております。ちょっと該当者がいないところは1日なり、2日なりを延ばしてもらって、そこで引継ぎ対応するようにやっております。

菅田委員：あつてはならないことなんですけど、これから南海トラフとかあつて、今後こういったことが想定されるので、変な言い方じゃないですけど、ノウハウみたいなものを積んでいていただいて、次の不測の事態に備えていただくようよろしく申し上げます。

細川委員：御説明ありがとうございます。また、現地で非常に環境とか衛生面も悪いと思うんですけども、御対応いただいて、しっかり任務果たされて帰っていただいたということをお聞きして安心をいたしましたところですが、日本では記憶にあるところではいろいろ大きな地震があちこちでありましたけども、今回の能登半島の地震を踏まえまして、今、この石川県立白山青年の家には120名程度の中学生が、3中学校の生徒がいるということでございますが、これ、例えば地元に戻っていかれるものなのかということと、それと全国都道府県教育委員会連合会で平川教育長ともちょっとお話ししましたが、広島県で受入れをできるものなのかとか、もしくはできないとしたら教員同士とか例えば生徒同士の交流、非常に私らもニュース報道見て、現場に実際にいて、地震を経験した人たちというのはすごく怖かったらと思うますよね。そういうような中で、そういう生徒同士の交流とかをできるのかどうかとか、その辺のところをお聞かせいただければと思いますけど。

土田生徒支援係長：失礼します。現在は輪島中学校1校のみがこの白山青年の家のほうに滞在しておるという状況でございます。これは、報道にもあったように、当初は東陽中学校、門前中学校というこの2校も一緒に生活しておったんですけども、いわゆる被災地に当たる学

校での授業が再開が可能ということ、現地に戻っておるといような状況を聞いております。以上になります。

杉本総務課長： まず最初の広島で何がしらの受け入れというところですけれども、東北の震災のときに江田島でちょっと開所して、丸ごと受け入れましようみたいな、結局は遠いのでなかなか集団でというのは難しいところはあると思うんですけれども、例えばそういった可能性というのはあると思うんですけれども、恐らく今回の場合はこういった形で二次避難施設、青年の家とかへ避難して、実際に授業等もされている状況があります。現地、本当の被災地では、先日、小・中学校については高校の空き教室を開放してスタートしたと聞いてますので、当面、その需要はないんだと思うんですけれども、一方で、ここへ避難してる生徒って実際に家がもうちょっと住める状態に多分なくなってるような子たちもたくさんいるのかなと思ってまして、それで帰って、本当に、いけるのかということもなかなか難しいところもあるんだらうなと思います。一方で、仮設住宅等も徐々にできてきているので、その辺りで、中学校がまた、かなり厳しい状況なのでどういうふうに割り振られるかということはあると思うんですが、近隣の例えば私立高校ですと関連の高校へまた生徒が移って、授業受けたとか、その生徒の気持ちの問題もあるし、なかなか難しいところはあると思うんですが、もしそういった要望があれば当然検討すべきことだとは思いますが。

それから、生徒同士の交流ということなんですけれども、今すぐ思い浮かばないところはありますけれども、やはり現地の需要で、子供たちの心理的な、今、非常に複雑な状況あると思いますので、そのケアがまず一番なんだろうとは思いますが、そこが、まずは被災地側にカウンセラーみたいな方々が随分入ってると思うんですが、二次避難所のほうはまだそこまで手が行き届いてないということもあると思ってまして、そこは先日、平川教育長から文科省にもちょっと申入れをしたりということとはございまして、そういったところで、様々、要望があれば必要に応じて対応していくということかと思っております。

細川委員： ありがとうございます。

やはり生徒同士だからいろいろ、どういんでしょう、気持ちを伝え合ったりとか励ましたりとかいうこともできるかなとも思いますので、その辺のところも、現地に直接出向かなくても交流できるような方法でありますから、また御対応いただければということをおもうのと先ほども写真の御説明もあったんですけど、真ん中、左の写真ですね。非常にスリッパや靴が散乱してるわけですが、これをここに上げられた意図というのは何かあるんですか。

土田生徒支援係長： 様々な面を子供たちが素直に表現するという意味と、もう一方で、やっぱりこういったプライベートな空間で見せる子供の姿にどう寄り添っていくか、何ができるかということを考えていく意味で、これからバトンをつないでいく広島県の職員にこういった実態、背景を踏まえた心に寄り添った指導ができればという意図で掲載をさせていただきました。

細川委員： 分かりました。

履物をそろえなさいということをよく教育現場では教えられますよね。まずは心が履物に出るといふか、だから、今、能登の子供たちはもうそれどころじゃなくて、すごく心理状態で不安定で、それがこれに出ているのかなと思ったりもしたんですが、早く履物をそろえられるような心情に、落ち着いて、安心できるような状況に広島県の派遣チームのお力もいただきながらできたらいいなと思いますので、引き続きよろしく願います。

志々田委員： まずは心配、余震もある中、たくさんの広島県職員が手を挙げてくださって、行きたいと希望を出してくださったというの聞いていますし、実際に行ってくくださったというのは本当に感謝をしています。ありがとうございます。

それで、こうした二次避難をするかどうか、日々、刻々と変わってきて、先ほど土田さんが、お二人がおっしゃったように、急遽変わって、卒業まではみたいな報道もあります。これまで東日本の震災のあたりから文科省も様々な形で被災地にどう支援をするべきかということもずっと蓄積をしてきて、試行錯誤の中で今回、石川県の御希望もかなえられるようにこうして二次避難という方法を取ったけど、これが本当にいい選択なのかどうかはまだ分からない状況だと思います。今後、あつてはいけないことですが、こういうことが想定される国に私たちは住んでいるので、是非とも広島県が考えたり、感じたり、受け取ったノウハウについては文部科学省の担当の方にきちんとまとめてお

伝えただいたら、また、全国の中で、そうしたほかのところで私たち広島県の先生方がやってくださったことが役に立つことがあるかなと思うんで、石川県ときちんと議論することも大事だと思いますが、是非そうしたものを文科省にお返しするような形で、広島県が次のときにも頼られる県になるように情報を集めていただければなと思っています。以上です。

杉本総務課長： ありがとうございます。

実際、今日来てる2人も、いろいろ現地でやってきて、ここが少し、もうちょっと何とかならないかというところを整理をしてもらいまして、先ほど申し上げましたけれども、平川教育長から文科省のほうへ直接、こういったところが不足してるとかここをもう少し改善できないかなといったところを要望したというところはございますので、本県としても、今後どういったこと起こるかというのは分かりませんので、しっかりノウハウは蓄積したいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件について終わります。

報告・協議2 令和7年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

平川教育長： それでは、報告・協議2、令和7年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。

松下教職員課長： それでは、報告・協議2によりまして、令和7年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る日程について御説明申し上げます。

来年度実施いたします令和7年度教員採用選考試験につきましては、別紙のとおり実施をする予定としております。まず、第一次選考試験につきましては、既卒者が多く受験することを考慮しまして、7月13日土曜日及び14日日曜日に実施したいと考えております。

なお、より多くの方が受験しやすいよう、受験場所に配慮し、7月13日土曜日については、広島市内の受験会場に加え、福山市内の受験会場を設ける予定でございます。

また、第一次合格発表を8月2日金曜日に行い、第二次選考試験を8月17日土曜日から19日月曜日までの3日間に行うこととしております。現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考につきましては、夏季休業中である8月24日土曜日を実施し、最終合格発表については、例年どおりですが、9月26日木曜日に行うこととしております。

なお、来年度から新たに実施する大学3年生チャレンジ受験の対象者はこの第一次選考試験を受験することとなります。

また、募集に係る広報活動につきましては、昨年11月から今月にかけて、広島県内や中四国、関西、九州エリアで志願者の多い大学に加え、志願者の少ない校種、教科等の免許取得が可能な大学を選定し、精力的に説明会を実施してまいりました。今後、募集要項やパンフレットの作成、4月の説明会など、志願者の確保に向けて引き続き取り組んでまいります。

選考試験の内容、募集教科及び採用見込み人員につきましては、来月の教育委員会会議で御説明申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： これはほかの県とも調整というか、様子を見ながら本当に決まっていくと思うので、ここに力を入れて募集をこれからしていただければと思うんですが、一つ、現職の先生たちの募集については8月で、先生方がお休みのときに受けやすいようにということになってくると思うんですけれども、今、いろいろなものが前倒しになっていて、この間も中央官庁の職員の募集でも随分早めたりという形を聞いて、早く決まると安心なのかなということも思ったんで、例えばですけど、先生方がお休みであるとか例えば2月とか3月とか、来年どうしようとか自分の将来どうしようって考えるのって、私たち、2月から3月のこの時期というのよく考えると思うので、この時期にもう募集して、現役の先生たちをお集めして、1年後の春からでいいから来てもらえないかみたいな、そういう採用の仕方であってもいいのかなと。特に即戦力の現職の先生が広島に行きたいって言うてくださったらいいなと。もう皆さんのお手間もあるので、絶対これはやるべきだと

まだ全然思わないんで、そういう数を打っていくというような、いろんな機会をつくっていくという意味での採用試験の在り方というようなものを中心に考えていただきたいなと思いました。

松下教職員課長： ありがとうございます。

現職教員の部分についても、一般選考と合否を一緒に決める部分もございますので、そういった意味ではスケジュールを合わせてる部分が実はございます。ですが、全体として、また、そもそもの今、7月、8月に実施している選考試験そのものを今後どうしていくかということも、本当に引き続き他県の状況ですとかということももしっかり見ながら検討していきたいと思っています。

志々田委員： 私、先生を見つけると、つい広島に来てくれないかしらって言っているんです。それぐらい喉から手が出るくらい欲しいということをアピールしながら、是非ここから、去年もちょっと伸びましたから今年も伸ばしていただければと思います。

松下教職員課長： すみません、そういった意味で志願者の確保、これからも引き続きいろんな広報活動をしっかり取り組んでいきたいと思っています。

補足ですけれども、試験日程について、実はまだ公表されていない県もございますが、中四国の状況を申し上げますと、中四国、試験をそれぞれ実施するのは9県市ございますが、そのうち3県がまだ未公表ではあるんですけれども、公表されている県で、一次試験、あるいは二次試験、もしくは一次、二次両方重なっている県は現時点で3県1市という状況になっております。残りの3県次第ですが、昨年並みの重なりになるのではないかなと考えています。ちなみに、岡山県、岡山市とは重なっております。

近藤委員： 選考試験には全然関係ないですけれども、従前、教員になりたいという学生を増やすために教師塾の取組をしていただいたかと思うんです。一時は実習がコロナの関係でできなくなってた時期があったかと思いますが、参加希望者といいますか、大学生の中でのニーズというか、人気というか、その辺りを教えていただけたら。

松下教職員課長： 教師塾につきましては、今御指摘ございましたように、コロナ禍においてなかなか現場の実習というのが難しい状況ございましたので、実はもう昨年度時点で終了しております。ただ、やはり教師の魅力をしっかり学生たちに知っていただいて、教師を目指していただくという取組は、これ、必要になりますので、教師塾に今、直接代わるものというところでは予定はないんですけれども、今後、引き続きそういった部分をしっかり検討していきたいとは考えています。

近藤委員： 教師塾は実践的なカリキュラムで、そこに参加した生徒さんはより一層先生になりたいという意識が具体的に出てくるんじゃないかなという取組だと思いますので、また再考をしていただけたらと思います。

松下教職員課長： 教師養成塾については終了しておりますが、出前講義等は引き続き実施しておりますので、そういったところではできる限り実践的な教師の職というものを伝えられるような、そういった取組をしっかりと続けていきたいと考えております。

中村委員： このスケジュールで最終合格発表、9月中に、つまり、民間企業が内定式をする前だというの、今年度からだったでしょうかという質問が1点と、大学3年生チャレンジ受験ということをちょっともう一回簡単に説明してくれませんか。

松下教職員課長： まず、最初の合格発表につきましては、今年度からこれまで10月以降であったものを、御指摘いただいて、9月下旬に設定させていただいて、来年度も同様のスケジュールで進めていきたいと思っています。

大学3年生チャレンジ受験につきましては、これ、この間、文科省から採用試験早期化であったりとか複線化についていろいろ方針といいますか、考え方といったものが示されておまして、そういった中で、広島県としてどういう対応できるかということで、大学関係者としてしっかり議論しながら進めてまいりました。そういった中で、大学3年時に民間企業へ就職するか、あるいは教職に就くか迷っているような学生、こういった方に教員を目指していただくという狙いを持って、受験期間の拡大を図るということで導入したいと考えております。実は他県で既に今年度から大学3年生受験を実施しているところがございます、例えばやはり採用数の多い東京都が大学3年生受験を既に今年度から導入しております。受験者数を確認取りましたら、受験者数は3割程度、例年の受験者の3割程度が3年時に受験したということで、一定の効果があつたと聞いております。まだ結果は今年度のまた、夏に4年時点と合わせた形で示されますので、そこはしっかり注視していきたいと思っておりますけれども、本県もそういった受験者の確保といいますか、拡大ということでこの大学3年生チャレンジ受験、しっかり取り組

んでいきたいと考えております。

中村委員： 教員になってくれる学生が増えることを祈念します。

大学3年生チャレンジ受験とは一次選考だけ3年のときに受けて、二次選考は4年時に受けるということですよ。

松下教職員課長： はい、そのとおりでございます。現時点ではこの第一次選考試験の内容も同一のもので考えております。

菅田委員： これ、多分、民間が火をつけたんだと思うんですけども、民間の特にIT系の企業というのは本当、もう3年生のときに内定出しちゃったりしてるんですね。それでどんどん大企業のほうも慌てて、今、4月とか言ってますけど、もう2月から実質やってらっしゃる。これ、だから、それで回って、文科省も3年生チャレンジがオーケーになってるんでしょうけども、やっぱり文科省、厚労省、それから経団連に対して伝えることかもしれませんが、今まで本当大学、少なくとも3年ぐらいまでは落ち着いて勉強できるような、紳士協定破るところはどうしても出てくるんでしょうけれども、もう一回文科省や厚労省、経団連とかで本当の正しい大学生の教育の在り方というのを考えていただきたいなというのは思います。特に教職の場合、実習がありますね。教育実習の関係でどうしてもなかなか難しいところはあるんでしょうし、やっぱり先ほど言いましたように、優秀な人材教育なんてものがないともうこれからの国家百年、大変なことになると思いますんで、特にそこら辺のことも考えていただきたいなという、意見までですけども、よろしくお願ひします。

松下教職員課長： 実は御指摘については広島県内の大学関係者からも同様の御指摘をいただいております。やはり大学4年間にしっかり教職にふさわしい人材育成をしていくということと、これ、民間企業との競争ということですね、そういったことが影響して、大学のカリキュラムというところに影響を及ぼすのはよくないということで御指摘をいただいております。そういった中で、県教委として慎重に検討した中で、このネーミングとして大学3年生チャレンジ受験という形で、当然、大学3年時に受けなくても大学4年時に受けてもいいですとか、3年時に受けてもし不合格だったらもちろんまた大学4年時でも受けていただくということと、3年時に受けてもいけないと思っています。

御指摘の社会全体の構造といいますか、大学、高等教育も含めて、その点についてはやっぱり国のほうで責任持って、本当にこういった状況で人材を、言い方は悪いかも知れませんが、奪い合ってるような状況がございますので、県の教員採用の実情というのをはっきり伝えていきたいと思っています。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について、坂光文化財課長、説明をお願いいたします。

坂光文化財課長： 失礼いたします。銃砲刀剣類等登録審査委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。銃砲刀剣類登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第3項、銃砲刀剣類登録規則第2条及び銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の規定に基づいて任命する委員であり、その任務は教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事することとございます。

委員の定数は4名以内となっております。

表の下段、選考基準欄を御覧ください。銃砲刀剣類登録審査委員の選考に当たりましては、1にありますとおり、美術品、もしくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲、又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定が可能な学識経験者のうちから選任し、男女共同参画にも努めることとしております。また、2の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は選任しないことにしたいと考えております。

今回の方針案では、選考基準の年齢要件について見直しを行っております。具体的にはこれまで最初の任命時に70歳を超える者、再任の場合は任期中に75歳を超える者は選任しないこととしておりました。銃砲刀剣類登録審査委員につきましては特殊な技能と見識が必要となりますが、これには一定の経験が必要ということもあり、適任者が限ら

れてくることから、年齢要件をなくし、より多くの有識者の中から審査員を選任することと考えております。ただし、年齢要件をなくすことにより健康上の理由から審査が困難になる場合も考えられるため、他県の推薦基準等を参考に、2の(1)に新たな項目を設けております。2の(2)につきましては、他の附属機関等委員の選任と同様に、運用基準を設定するものでございます。2の(3)と(4)につきましては、平成11年度まで文化庁が定めておりました銃砲刀剣類登録審査委員の候補者の推薦基準を基に設定しているものでございます。この2項目は利害関係者等に係る規定であり、今回の選任においても必要と考えております。

任期は令和6年4月28日から令和8年4月27日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 年齢の条件をなくしていこうというのは、人生100年時代ですので、いいことかと思えます。ただ、この(1)のところの健康上の理由により登録審査への従事が困難と認められる者というのはどういう判断をするのか。御本人がこういう診断名を病院でもらったらもうできないみたいな、そういうわけにはいかないと思う。この(1)の項目を満たしているかどうかで、どういう基準で判断されるんでしょうというの。

坂光文化財課長： 特にこれだったらというものはないんですが、推薦をいただいたり、御本人さんと話をしていく中で、審査につきまして一応1年間、広島であったり、福山であったり、三次であったり、ちょっと遠くに行っていたり、長時間にわたることもございますので、そういった時間に審査を行っていただける方ということで、推薦元でありますとか御本人さんとのヒアリングで確認したいと考えております。

志々田委員： つまり、御本人に確認するのではなく、推薦元が大丈夫だと思うよという感じになる。健康上の問題ってすごくプライベートなことなので知らないこともたくさんあったりするような気がするんですね。

坂光文化財課長： 選任に当たっては、まず、候補者としていろいろな団体から推薦をいただくということもございまして、その際に条件といいますか、遠くに審査に行っていただくとか長時間にわたるといことは伝えた上で推薦を上げていただくということを考えております。あとは本人に確認していくというようなことを考えております。

志々田委員： 推薦元を信じてという、それしかないんだろうと思いますけれども、運用してみて、適切にできるかどうかというのは少し様子を見たほうがいいのかも思いません。以上です。

近藤委員： 先ほど年齢基準を撤廃することに至った理由というか、これを説明いただいたんですけども、特殊な技能と見識、経験とか必要で、なかなか若い、年齢層を下げて見つかからないという話だったんですが、現状を見ると一応枠に収まっているような状況もあって、その中でどういった、何ていうんでしょうね、やっぱり上げないと困るような事情、要は日本美術刀剣保存協会の会員がかなり年齢層が高いとか、どういった状況があって年齢層を検討されているのか、もう一度事情を教えてください。

坂光文化財課長： やはり専門知識を有するということが、なかなか候補者が少ないというのがまず、ございまして、これまでも推薦をいただく中で、70歳を超えている人だったらいらっしゃるのか任期中に75歳を超えてしまう方がいらっしゃるのかということもございまして、団体にヒアリング、事前に行う中で、どうしても経験が必要なんで熟練といいますか、一定程度見れるようになるというのが結構高齢になるということもお伺いした中で、このようにしているところでございます。

細川委員： 選任に係る基本方針案についてでございますので、具体的な方々のことではないんですけども、審査委員を上げていただく中で、たしか今まで女性がいらっしゃらなかったんじゃないかと思うんですよ。かつていらっしゃったことがあったのか、また、ここの選考基準に男女共同参画に努めるものとするということが一筆あるということはやっぱり女性の視点っていいですかね、女性の感覚で審査していただくことも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

坂光文化財課長： 運営方針といたしまして、基準といたしまして男女共同参画に努めるというのは意識をしているところではございます。まず、これまでに女性の委員はいらっしゃらないというのが現状でございまして、そういった中で、どうしても各種団体に推薦を求めるといことになるんですが、そういったことは意識してお伝えはさせていただくんですが、なかなかちょうど適任の方がいらっしゃらないということもございまして、そこにつきましてはしっかりできる限りそういう適任者を広く探していきたいとは思っております。

細川委員： ありがとうございます。

刀剣だから男ということじゃなくて、この刀剣保存協会会員の中には女性はいらっしゃるのでしょうか。

坂光文化財課長： 正確なことは確認はできておりませんが、いらっしゃることはないと考えております。

細川委員： 分かりました。いらっしゃるというのであれば致し方ないかなとも思うんですが、いらっしゃるとしたら、刀剣協会からのほうも、男女共同参画ということがあるので、適任でいらっしゃるということで推薦をいただくというようなことも働きかけいただければというように思いますので、そのことですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席をお願いします。

【非公開案件】

(14:00)

第1号議案 令和5年度メイプル賞（第2回）の受賞者について

令和5年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報 第1号 令和6年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和6年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

報 第2号 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

第3号議案 教職員人事について

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立小学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:35)